

# 桜井市人権擁護に関する条例

平成6年10月1日  
条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もつて市民一人ひとりの参加による差別のない桜井市の実現を目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、桜井市総合計画並びに関係法令等に基づき必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。